

### 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

このたびの『令和4年12月22日からの大雪』により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、下記のような特別のお取扱いをいたします。

#### 1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

#### 2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

#### ○災害救助法の適用市町村について

##### 【北海道】

北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町

##### 【新潟県】

村上市、佐渡市

#### 【お問い合わせ先】

- カスタマーセンター  
電話番号：0120-851-007  
受付時間：平日10:00～18:00（土日祝・年末年始を除く）
- メールでのお問い合わせをご希望の方は、当社ウェブサイトのフォームをご利用ください。  
<https://micin-insurance.jp/contact>